

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る落札及び契約成立は、当該契約に係る令和7年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

令和7年2月13日

分任支出負担行為担当官

福岡空港事務所長

森島 隆広

1. 競争に付する事項

- (1) 調達役務名 令和7年度医療搬送車(北九州100は2025)外1台定期点検整備(電子入札対象案件)
- (2) 調達役務の特質等
北九州空港に配備されている空港用医療搬送車の定期点検整備及び車検整備(整備項目等詳細は仕様書参照のこと。)
- (3) 履行期間
令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日
- (4) 履行場所
北九州空港事務所消防庁舎車庫(福岡県北九州市小倉南区空港北町6)及び受注者工場(車両引渡 及び納入は北九州空港事務所消防庁舎車庫)
- (5) 電子調達システムの利用
本案件は、証明書等の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。
なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。
- (6) 入札方法
落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人または被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の

A、B、C、又はD等級に格付された競争参加資格を有する者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行った者であること。）なお、当該資格を有していない者については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年3月29日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

- (4) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定（第3章第4節を除く。）又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から5年を経過しない者でないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までには是正を完了している者を除く。）。
- (5) 労働保険、厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）。
- (6) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
但し、上記（3）の競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行った者を除く。
- (7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限から開札日までの間に、大阪航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付け空経第386号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていない者であること。（但し、中小企業等協同組合法又は特別の法律によって設立された組合又は連合会にあっては、当該組合又は連合会の構成員のうち、指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている構成員がいる場合、当該構成員を、本契約の履行期間中、本業務に従事させないこと。）
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (9) 電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
- (10) 入札説明書の交付を受けた者であること。
- (11) 予決令第73条に基づき、分任支出負担行為担当官福岡空港事務所長が別途定める要件を全て満たす者であること。（詳細については別紙を参照すること。）

3. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書・仕様書等の配布場所及び問い合わせ先ならびに競争参加資格確認申請書及び同資料（以下「申請書等」という。）の提出場所
〒812-0891 福岡市博多区大字雀居2025-3
福岡空港事務所 総務部 会計課
TEL 092-260-5942 内線 4206
- (2) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先
電子調達システム
URL : <https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/>
- (3) 入札説明書・仕様書の配布方法
令和7年2月13日より令和7年2月28日まで縦覧に供するとともに、必要とする者に無償で貸与する。ただし、関係書類の返却に要する費用は実費負担とする。なお、(1)の交付場所以外で入札説明書の交付を希望する場合は、(1)に事前連絡のうえ、大阪航空局管内の空港事務所等で交付を受けることができる。
- (4) 電子調達システムによる入札書類データ（証明書等）の受領期限及び電子調達システム又は紙入札方式による申請書等の提出期限
令和7年2月28日（金） 17時00分
- (5) 電子調達システム及び郵送等による入札書の受領期限

令和7年3月19日（水） 17時00分

ただし、入札書を持参する場合は開札の日時までとする。

(6) 開札の日時及び場所

令和7年3月21日（金） 15時00分

福岡空港事務所内会議室等

4. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

1) 電子調達方式により参加を希望する者は、所定の受領期限までに入札書類データ（証明書等）を上記3（2）に示すURLに提出しなければならない。

2) 紙入札方式により参加を希望する者は、必要な証明書等を所定の受領期限までに上記3（1）に示す場所に提出しなければならない。

なお、1）、2）いずれの場合も、開札日の前日までにおいて、必要な証明書等の内容に関する契約担当官等からの照会があった場合には、説明しなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書の要求用件をすべて満たした入札者の中から、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者と決定する。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 手続きにおける交渉の有無 無。

(7) 契約書作成等の要否 有。

(8) 詳細は入札説明書による。

[入札公告：別紙]

令和 7年 2月 5日

発注概要：大阪航空局北九州空港事務所に配置されている空港用医療搬送車の定期点検整備を行うものである。

【対象車両概要】

空港用医療搬送車（トラクタ）

車両寸法：L 11,600mm × W 2,490mm × H 3,755mm

シャシ：日産ディーゼル工業（株）製

空港用医療搬送車（トレーラ）

車両寸法：L 8,000mm × W 2,490mm × H 3,670mm

シャシ：東急車輛製造（株）製

競争参加資格の「予決令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官福岡空港事務所長が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること。」とは、以下に掲げる事項とする。

なお、当該契約の入札に参加するためには、競争参加資格の全ての事項を満たす者であること。

(1) 指定自動車整備事業の指定又は自動車分解整備事業の認証をされており、整備対象とする自動車の種類が普通自動車（大型）であること。

但し、対象とする装置の種類に限定を受けていないこと。

※「指定自動車整備事業」とは、道路運送車両法第94条の2の規定により九州運輸局長が指定したものをいう。

※「自動車分解整備事業」とは、道路運送車両法第80条の規定により九州運輸局長が認証したものをいう。

※「普通自動車（大型）」とは、道路運送車両法施行規則第57条別表第四の対象とする自動車の種類欄の普通自動車（車両総重量が8トン以上のもの、最大積載量が5トン以上のもの又は乗車定員が30人以上のものに限る。）をいう。

(2) 平成21年4月1日以降に元請けとして完了した、本整備対象車両のシャシ製造者が製造したシャシを有する普通自動車（以下「同種物品」という。）の定期点検整備又は車検整備の実績を有すること。

※「定期点検整備」とは、道路運送車両法第48条の規定に基づく自動車点検基準第2条の定期点検整備をいう。

※「車検整備」とは、定期点検整備及び道路運送車両法第62条の規定に基づく継続検査をいう。